



発行 新潟県

第 40 号

平成26年5月27日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 876 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の指定（福祉保健課）
- 877 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の変更届（福祉保健課）
- 878 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の廃止届（福祉保健課）
- 879 家畜検査の実施（畜産課）
- 880 保安林の指定予定（治山課）
- 881 保安林の指定予定（治山課）
- 882 保安林の指定予定（治山課）
- 883 土地改良事業計画の適当決定（農地計画課）
- 884 土地改良事業計画の適当決定（農地計画課）
- 885 県営土地改良事業の工事完了（農地建設課）
- 886 県営土地改良事業の工事完了（農地整備課）
- 887 公共測量の実施通知（監理課）
- 888 道路の区域変更（道路管理課）
- 889 道路の供用開始（道路管理課）
- 890 道路の区域変更（道路管理課）
- 891 道路の供用開始（道路管理課）
- 892 道路の区域変更（道路管理課）
- 893 道路の供用開始（道路管理課）
- 894 道路の供用開始（道路管理課）
- 895 道路の区域変更（道路管理課）
- 896 道路の供用開始（道路管理課）
- 897 道路の区域変更（道路管理課）
- 898 道路の供用開始（道路管理課）
- 899 道路の区域変更（道路管理課）
- 900 道路の供用開始（道路管理課）
- 901 道路の区域変更（道路管理課）
- 902 道路の供用開始（道路管理課）
- 903 道路の区域変更（道路管理課）
- 904 道路の供用開始（道路管理課）
- 905 道路の区域変更（道路管理課）
- 906 道路の供用開始（道路管理課）

病院局公告

一般競争入札の実施（病院局総務課）

選挙管理委員会告示

18 農業委員会委員選挙に係る個人演説会等を開催することのできる施設の指定、異動及び指定取消報告（選挙管理委員会）



◎新潟県告示第876号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成26年5月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定したサービスの種類	指定年月日
社会福祉法人新井頸南福祉会	妙高市大字上新保549番地	グループホームあすなろ	上越市中郷区藤沢998番地1	認知症対応型共同生活介護	H26.4.16
社会福祉法人新井頸南福祉会	妙高市大字上新保549番地	グループホームあすなろ	上越市中郷区藤沢998番地1	介護予防認知症対応型共同生活介護	H26.4.16
株式会社プロファーマ	魚沼市四日町50番地1	守門薬局	魚沼市須原976番地8	居宅療養管理指導	H26.4.1
株式会社プロファーマ	魚沼市四日町50番地1	守門薬局	魚沼市須原976番地8	介護予防居宅療養管理指導	H26.4.1
合同会社愛幸堂ケアパートナーズ	新潟市東区物見山3丁目2番8号	愛幸堂たかりハステーション三条店	三条市興野1丁目3番1号	通所介護	H26.4.4
合同会社愛幸堂ケアパートナーズ	新潟市東区物見山3丁目2番8号	愛幸堂たかりハステーション三条店	三条市興野1丁目3番1号	介護予防通所介護	H26.4.4
社会福祉法人上越市社会福祉協議会	上越市寺町2丁目20番1号	ヘルパーステーション柿崎	上越市柿崎区柿崎558番地1	訪問介護	H25.8.1
社会福祉法人上越市社会福祉協議会	上越市寺町2丁目20番1号	ヘルパーステーション柿崎	上越市柿崎区柿崎558番地1	介護予防訪問介護	H25.8.1
株式会社セガリオン	柏崎市田中8番6号	笑いの花扇	柏崎市扇町1番65号	通所介護	H26.4.1
株式会社セガリオン	柏崎市田中8番6号	笑いの花扇	柏崎市扇町1番65号	介護予防通所介護	H26.4.1
エフビー介護サービス株式会社	長野県佐久市長土呂159番地2	エフビー訪問介護かすが	上越市木田2丁目320番地	訪問介護	H26.4.15
エフビー介護サービス株式会社	長野県佐久市長土呂159番地2	エフビー訪問介護かすが	上越市木田2丁目320番地	介護予防訪問介護	H26.4.15
エフビー介護サービス株式会社	長野県佐久市長土呂159番地2	寄り合い処ふらっとかすが	上越市木田2丁目320番地	通所介護	H26.4.15
エフビー介護サービス株式会社	長野県佐久市長土呂159番地2	寄り合い処ふらっとかすが	上越市木田2丁目320番地	介護予防通所介護	H26.4.15

エフビー介護サービス株式会社	長野県佐久市長土呂159番地2	小規模多機能あったかほーむ春日	上越市木田2丁目320番地	小規模多機能型居宅介護	H26.4.15
エフビー介護サービス株式会社	長野県佐久市長土呂159番地2	小規模多機能あったかほーむ春日	上越市木田2丁目320番地	介護予防小規模多機能型居宅介護	H26.4.15
社会福祉法人みどり心育会	五泉市村松甲5592番地1	みどり多機能ホーム	五泉市村松甲5592番地1	小規模多機能型居宅介護	H26.4.1
社会福祉法人みどり心育会	五泉市村松甲5592番地1	みどり多機能ホーム	五泉市村松甲5592番地1	介護予防小規模多機能型居宅介護	H26.4.1
有限会社ワークウェル	新潟市南区助次右エ門組12番地7	アサヒ調剤薬局みどり店	阿賀野市岡山町1-27	居宅療養管理指導	H26.5.1
有限会社ワークウェル	新潟市南区助次右エ門組12番地7	アサヒ調剤薬局みどり店	阿賀野市岡山町1-27	介護予防居宅療養管理指導	H26.5.1
社会福祉法人飛翔福祉会	阿賀野市南安野町8番20号	グループホームシンパシー	阿賀野市山口1685-1	認知症対応型共同生活介護	H26.5.15
社会福祉法人飛翔福祉会	阿賀野市南安野町8番20号	グループホームシンパシー	阿賀野市山口1685-1	介護予防認知症対応型共同生活介護	H26.5.15

◎新潟県告示第877号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成26年5月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業所の名称	事業所の所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
訪問看護ステーションすまいる	長岡市前田1-6-7	長岡市笹崎2-1-20	長岡市前田1-6-7	H26.4.1
ケアプランセンター仲町	燕市仲町2番42号	ケアプランセンター三条	ケアプランセンター仲町	H26.4.1
ケアプランセンター仲町	燕市仲町2番42号	三条市東裏館2丁目21-36 佐藤産業ビル1階	燕市仲町2番42号	H26.4.1
アースサポート柏崎	柏崎市大字横山1959番地1	柏崎市田中8番1号	柏崎市大字横山1959番地1	H26.4.25

◎新潟県告示第878号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成26年5月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止したサービスの種類	廃止年月日
クラフト株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号	エイケン堂薬局あけぼの店	長岡市曙3丁目4番20号	居宅療養管理指導	H26.3.31
クラフト株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号	エイケン堂薬局あけぼの店	長岡市曙3丁目4番20号	介護予防居宅療養管理指導	H26.3.31

◎新潟県告示第879号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜の検査を次のとおり実施する。

平成26年5月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 実施の目的
豚流行性下痢の発生を予防するため
- 2 実施する区域
県内一円
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
家畜保健衛生所長が必要と認める豚
- 4 実施の期日
平成26年6月6日から平成27年3月31日までの間
- 5 検査の方法
 - (1) 臨床検査
 - (2) 中和試験

◎新潟県告示第880号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成26年5月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 保安林予定森林の所在場所
新潟県南魚沼市深沢字南川端1の2、2の3、2の5、字南山岸30の1、30の4、32の1、32の3、32の4、33の2、33の3、34の1、35から40まで、40の1、41の1、42、42の1、42の2、43から46まで、47の1、48の1、49、50の1、51、52、52の子、53、54の1、55の1、55の2、56の1、56の2、57の1、59、61、62、63の1、63の2、64、64の1、64の3、64の子、64の寅、65、65の1、67の3、68の3、70の1、71、71の1、72の1、78の1、字堂ノ浦1022、1022の子から1022の辰まで、1023、1025、1026、1026の丑、1027、1028、字イゴ沢1030の甲、1030の甲子、1030の乙、1031から1033まで、1033の子、1034、1035、1035の2、1035の子から1035の卯まで、1036、1036の子、1036の丑、字風平1037、1038、1038の子、1039、1040の1、1040の子から1040の辰まで、1041
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字南川端1の2、2の3、2の5、字南山岸30の1、30の4、32の1、32の3、32の4、33の2、33の3、34の1、35から40まで、40の1、41の1、42、42の1、42の2、43から46まで、47の1、48の1、49、50の1、51、52、52の子、53、54の1、55の1、55の2、56の1、56の2、57の1、59、61、62、63の1、63の2、64、64の1、64の3、64の子、64の寅、65、65の1、67の3、68の3、70の1、71、71の1、72の1、78の1、字堂ノ浦1022、1022の子、1022の寅から1022の辰まで、1023、

1025、1026、1026の丑、1027、1028、字イゴ沢1030の甲、1030の甲子、1030の乙、1031、1033、1033の子、1034、1035、1035の2、1035の子から1035の卯まで、1036、1036の子、1036の丑、字風平1037、1038、1038の子、1039、1040の1、1040の子から1040の辰まで、1041

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を新潟県農林水産部治山課及び南魚沼市に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第881号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成26年5月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県南魚沼市大沢字御屋敷940の1、940の4、940の甲、941の1、943、944、945の1、945の3、968の4、969の1、970の2、977の1、978の1から978の3まで、979の1、字小田沢1795、1797から1802まで、1943の1から1943の4まで、1944の1、1944の2、1944の子、1945、1946の1、1947の1から1947の8まで、1948、1949の1、1950から1952まで、1958から1963まで、字七曲り1797の丑、1797の寅、1940、1941、1942の甲、1942の乙、字十二沢山1840の1、1840の4から1840の10まで、1841の1、字要害1842の1、1843から1849まで、1851の1、1852、1852の2、1853、1854、字北替山1966の1、1966の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第882号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成26年5月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県東蒲原郡阿賀町八ツ田字相善田1205、1205の子、1208の子、1239、1243の子、1244、字栃久保1245から1248まで、1250から1254まで、字向山1613

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び阿賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第883号

土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づき、次の土地改良事業計画を適当と決定したので、平成26年 5月28日から平成26年 6月24日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年 5月27日

新潟県糸魚川地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
糸魚川市 糸魚川市土地改良区	七ヶ村	団体営 七ヶ村地区 農業用排水施設整備 (基盤整備促進)事業	新規	土地改良事業 計画書の写し 定款の写し	糸魚川市役所	第48条

- 1 この決定について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に申し出ることができる。
- 2 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内(決定について異議の申出を行った場合は、当該異議の申出に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内)に、新潟県を被告(訴訟においては知事が被告の代表者となる。)として新潟地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができる。

◎新潟県告示第884号

土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づき、次の土地改良事業計画を適当と決定したので、平成26年 5月28日から平成26年 6月24日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年 5月27日

新潟県糸魚川地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
糸魚川市 糸魚川市土地改良区	湯川内	団体営 湯川内地区 農業用排水施設整備 (基盤整備促進)事業	新規	土地改良事業 計画書の写し 定款の写し	糸魚川市役所	第48条

- 1 この決定について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に申し出ることができる。
- 2 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内(決定について異議の申出を行った場合は、当該異議の申出に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内)に、新潟県を被告(訴訟においては知事が被告の代表者となる。)として新潟地方裁判所にこの決定についての取消しの訴えを提起することができる。

◎新潟県告示第885号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

平成26年 5月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

地区名	事業名	市町村名	完了年月日

関 山	農用地保全施設整備（ため池等整備「老朽ため池」）事業	五泉市	平成 26 年 3 月 27 日
-----	----------------------------	-----	------------------

◎新潟県告示第886号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の規定により計画を定めて実施した、次の土地改良事業の工事が完了した。

平成26年 5 月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
北蒲原南部	農業用道路整備（広域営農団地農道整備）事業	阿賀野市	平成26年 3 月28日

◎新潟県告示第887号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、上越市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年 5 月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量（航空写真撮影）
- 2 作業期間 平成26年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日まで
- 3 作業地域 上越市

◎新潟県告示第888号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年 5 月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新発田紫雲寺線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
新発田市川尻 55 番 1 から	新	7.7～8.3メートル	42.4メートル
同市川尻374番まで	旧	7.7～8.1メートル	42.4メートル

◎新潟県告示第889号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年 5 月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 新発田紫雲寺線
- 2 供用開始の区間
新発田市川尻55番 1 から同市川尻374番まで
- 3 供用開始の期日 平成26年 5 月27日

◎新潟県告示第890号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年5月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 豊栄天王線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
新発田市乗廻字金鉢 1531 番 1 から	新	6.8～15.0メートル	269.2メートル
同市乗廻字吹切544番 1 まで	旧	6.8～15.0メートル	268.1メートル

◎新潟県告示第891号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年5月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 豊栄天王線
- 2 供用開始の区間
新発田市乗廻字金鉢1531番 1 から同市乗廻字吹切544番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成26年5月27日

◎新潟県告示第892号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年5月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 紫雲寺菅谷線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
新発田市川尻 333 番から	新	9.2～24.4メートル	244.5メートル
同市川尻58番 4 まで	旧	5.0～17.0メートル	248.8メートル

◎新潟県告示第893号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年5月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 紫雲寺菅谷線
- 2 供用開始の区間

新発田市川尻333番から同市川尻58番4まで

- 3 供用開始の期日 平成26年5月27日

◎新潟県告示第894号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年5月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 水原亀田線
- 2 供用開始の区間
阿賀野市窪川原269番2から同市窪川原485番1まで
- 3 供用開始の期日 平成26年5月27日

◎新潟県告示第895号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年5月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 117号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
小千谷市大字千谷字棚井沢丙35番7から 同市大字千谷字棚井沢甲2114番5まで	新	11.0～15.3メートル	59.2メートル
	旧	9.0～12.6メートル	59.2メートル

◎新潟県告示第896号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年5月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 一般国道 117号
- 2 供用開始の区間
小千谷市大字千谷字棚井沢丙35番7から同市大字千谷字棚井沢甲2114番5まで
- 3 供用開始の期日 平成26年5月27日

◎新潟県告示第897号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年5月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 291号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
長岡市小国町七日町字城ノ沢1318番1から	新	15.2～69.4メートル	48.1メートル
同市小国町七日町字城ノ沢1265番1まで	旧	15.2～65.0メートル	48.1メートル

◎新潟県告示第898号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年5月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 一般国道 291号
- 2 供用開始の区間
長岡市小国町七日町字城ノ沢1318番1から同市小国町七日町字城ノ沢1265番1まで
- 3 供用開始の期日 平成26年5月27日

◎新潟県告示第899号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年5月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 404号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
長岡市喜多町字下川原 995 番 6 から	新	12.8～42.2メートル	277.0メートル
同市西津町字本田3798番1まで	旧	12.5～18.0メートル	276.8メートル

備考 路線の重用

全区間県道宮本大島線と重用

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宮本大島線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
長岡市西津町字本田 3798 番 1 から	新	12.8～42.2メートル	277.0メートル
同市喜多町字下川原995番6まで	旧	12.5～18.0メートル	276.8メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道404号と重用

◎新潟県告示第900号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年5月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 一般国道 404号
- 2 供用開始の区間 長岡市喜多町字下川原995番6から同市西津町字本田3798番1まで
- 3 供用開始の期日 平成26年5月27日

◎新潟県告示第901号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年5月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小千谷大和線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
小千谷市大字川井字十二平4202番3から	新	14.1～46.5メートル	108.9メートル
同市大字川井字堀切4210番まで	旧	13.8～26.0メートル	108.9メートル

◎新潟県告示第902号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年5月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 小千谷大和線
- 2 供用開始の区間 小千谷市大字川井字十二平4202番3から同市大字川井字堀切4210番まで
- 3 供用開始の期日 平成26年5月27日

◎新潟県告示第903号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年5月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 西片貝浦瀬線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
-----	------	-------	-----

長岡市成願寺町字才勝 252 番 1 から 同市乙吉町字城下784番 1 まで	新	7.6～19.0メートル	607.0メートル
	旧	6.5～15.4メートル	609.5メートル

◎新潟県告示第904号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年5月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 西片貝浦瀬線
- 2 供用開始の区間
長岡市成願寺町字才勝252番1から同市乙吉町字城下784番1まで
- 3 供用開始の期日 平成26年5月27日

◎新潟県告示第905号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年5月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡一周線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市真木字腰 356 番 1 から 同市権泊字中田347番 1 まで	新	(A)4.5～23.4メートル	1,013.8メートル
		(B)10.8～23.4メートル	979.0メートル
	旧	4.5～23.4メートル	1,013.8メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第906号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年5月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 佐渡一周線
- 2 供用開始の区間
佐渡市真木字腰356番1から同市権泊字中田347番1まで
- 3 供用開始の期日 平成26年5月27日

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、温冷配膳車について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成26年5月27日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

温冷配膳車 6台

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成26年8月22日（金）

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2313

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

平成26年6月6日（金）午前10時00分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (8) その他

- ① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)
- ② 詳細は入札説明書による。

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第18号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、魚沼市選挙管理委員会から、次のとおり指定、指定内容の異動及び指定の取消しがあった旨の報告があった。

平成26年5月27日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

1 指定した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定年月日
須原第1体育館	魚沼市須原4407番地1	体育室	660.00	平成26年5月1日

2 指定内容に異動のあった施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定内容異動年月日
小出郷福祉センター	魚沼市井口新田267番地	ホール (旧講堂(ホール))	336.00	平成26年5月1日
湯之谷トレーニングセンター	魚沼市下折立198番地1	体育館 (旧体育室)	680.00	
湯之谷交流センターユピオ	魚沼市大湯温泉182番地1	アリーナ (旧体育館)	893.00	
広神コミュニティセンター	魚沼市今泉1507番地1	講堂 (旧3階大ホール)	195.00	
福山体育館	魚沼市福山新田756番地	体育室 (旧屋内運動場)	474.00	

3 指定を取り消した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定取消年月日
小出老人福祉センター	魚沼市原虫野295番地5	運動指導室	174.00	平成26年5月1日
小出第1体育館	魚沼市佐梨1060番地	体育室	596.00	

小平尾研修集会センター	魚沼市小平尾 1752 番地	多目的ホール	129.20	
滝之又バイタリティセンター	魚沼市小平尾 4806 番地 1	体育室	600.00	
守門開発センター	魚沼市須原 4546 番地 1	大集会室	215.46	
守門自然休養村センター	魚沼市長島甲 1601 番地	農林水産漁業集会研修室	148.14	
守門農村環境改善センター	魚沼市高倉 1415 番地 4	多目的ホール	171.55	
大栃山農林会館	魚沼市大栃山 566 番地 1	集会室	159.00	